

カロリング期の統治行為における文書利用

—シャルルマーニュ期は「カピトゥラリアの最盛期」だったのか—

津田 拓郎

本稿の目的は、「カピトゥラリア」の史料論的分析を通じて、カロリング期の統治行為における文書利用のあり方を考察することである。伝統的に「君主の勅令」とみなされてきたこの史料は、シャルルマーニュ期・ルイ敬虔帝期がその「最盛期」であると理解されてきた。先行研究はテキスト成立から一定期間を経て成立した写本を主として分析してきたが、テキスト成立時の状況を知るためには異なる手法が必要となる。そこで本稿では、叙述史料における文書利用への言及を網羅的に調査することで、新たな知見の獲得を試みた。

分析の結果、特殊事例を除いて、叙述史料に現れるのは *lex* (または *lex* に付加すべき条項) と「教会の利益のための文書」のみであり、「カピトゥラリア」という類型が検出されないこと、「最盛期」にもカロリング後期にも言及される事例の数が大きく変化していないこと、「カピトゥラリアが消滅した」とされてきた東フランク王国に関しても教会関係の文書の作成は検出され続けるということが明らかになった。

従来の「最盛期」イメージと本稿の知見のずれは、「最盛期」の「カピトゥラリア」の多くが、「情報伝達の際の補助的文書」であったことに由来していると考えられる。そして、王国規模が縮小するカロリング後期には、集会の場での顔と顔をつきあわせて行うコミュニケーションが中心となったことで、この種の文書の必要性が低下していたことが想定できるのである。また、西フランク王国に関しては、従来想定されていたよりも大規模な文書慣行の変化が存在した可能性が浮かび上がってきた。

シャルルマーニュ期・ルイ敬虔帝期に最盛期を迎えたのは「補助的文書の利用」だったのであり、彼らを「多くの勅令を発布した大立法者」とみなすことはできない。今後我々が行うべきは、「カピトゥラリア」という文書類型にとらわれることなく、各時代の文書慣行を具体的に明らかにしていく作業となろう。